

技術統計判定員規程

（目的）

第1条 本規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という。）定款第4条第1項第7号に係る判定員の認定等について、バレーボール競技における技術統計記録法の適正な運用および各種プレーの評価と判定の統一を期すため、技術統計判定員を公認・登録する事項について定める。

2 国際バレーボール連盟（以下「FIVB」という。）および本協会の主催、主管または後援する各種競技会および国民スポーツ大会などの技術統計の判定およびコンピュータへの入力などの記録は、原則として本協会の情報企画委員会（以下「本委員会」という。）で公認する判定員がその任に当たる。

（技術統計判定員等の種類）

第2条 技術統計判定員は次の各号とする。総称を公認判定員という。

（1）技術情報管理責任者（以下「管理責任者」という）

管理責任者は技術統計判定員の資格を有し、加盟団体における技術情報の管理ならびに各大会における技術統計処理業務を円滑に推進できるもの。正責任者を1名選出するが、さらに副責任者を1名選出することができる。

（2）技術統計判定指導員（以下「判定指導員」という。）

判定指導員はFIVB および本協会等の技術統計の判定およびコンピュータへの入力などの記録に関して、上級判定員および判定員を指導できる優秀な技量を持ったもの。技術統計判定員認定講習会の講師ができるものであり、管理責任者を兼ねることができる。

（3）技術統計上級判定員（以下「上級判定員」という。）

上級判定員は、FIVB の主催する各種国際競技会および本協会等の主催、主管または後援する各種国内競技会の技術統計の判定およびコンピュータへの入力などの記録をすることができる優秀な技量を持ったもの。

（4）技術統計判定員（以下「判定員」という。）

判定員は、本協会等の主催、主管または後援する各種国内競技会、その他公式試合の技術統計の判定およびコンピュータへの入力などの記録をすることができる優秀な技量を持ったもの。

（認定の方法）

第3条 技術統計判定員の認定は次の各号とする。

（1）管理責任者は、加盟団体において選出し、本委員会に報告することにより登録される。

（2）判定指導員は、加盟団体所属の上級判定員の中から、その活動実績により、本委員会が審査の上、承認を得てこれを認定する。

（3）上級判定員は、判定員の中から、本委員会が主催する上級判定員認定講習会を受講し、FIVB 等の主催する各種国際競技会の技術統計の判定またはコンピュータへの入力などの記録の実績を本委員会が審査の上、承認を得てこれを認定する。

(4) 判定員は、本委員会が別途定める基準に基づき、加盟団体が主催する技術統計判定員資格認定講習会を受講したものの中から、加盟団体の管理責任者が審査・推薦の上、本委員会の承認を得て認定される。

(登録)

第4条 前条で認定された公認判定員は、本協会の公認判定員として登録され、本委員会が管理する。

2 本委員会は、新規登録された公認判定員名簿を本協会に報告する。

(活動)

第5条 公認判定員として資格認定された者は、どの都道府県においても同様に公認判定員として活動することができる。

(任期および資格の更新)

第6条 公認判定員の任期および資格の更新は、次のとおりとする。

(1) 管理責任者

2年とするが、再任は妨げない(本協会役員任期に相当)

(2) 判定指導員

4年間とし、再任は妨げない。

(3) 上級判定員

4年間とし、4年毎に判定活動実績を本委員会が審査し更新する。

(4) 判定員

4年間とし、4年毎に判定活動実績を加盟団体の管理責任者が審査し更新する。

(義務)

第7条 公認判定員は、本委員会または、加盟団体より判定の委嘱を受けた場合、特別の理由がある場合を除いて、その任に当たる義務を持つものとする。

2 公認判定員は技術評価の判定とともに、評価データのコンピュータ入力法にも習熟していなくてはならない。その判定は公正無私であって、データは正確でなければならない。

3 公認判定員は競技規則の変更や競技技術の進歩に遅れることがないように常に経験を重ねるとともに、適正な判断と円滑な試合の技術統計データの収集に努め、競技技術とその判定方法を研究し、そのために開催される研修会や講習会を受講して、競技関係者に信頼されるような人格の持主となるように努めなければならない。

(判定活動記録)

第8条 判定指導員、上級判定員および判定員は、FIVB、本協会または、加盟団体等が主催する公式試合での活動記録を保持し、毎年3月1日までに加盟団体の管理責任者を通じて、その記録を本委員会に報告しなければならない。

(辞任)

第9条 管理責任者、判定指導員、上級判定員および判定員は、いつでも辞任を申し出る

ことができる。辞任する際は本委員会に申し出なければならない。

(解任)

第10条 公認判定員に次の事由が生じたときは解任する。

- (1) 本協会および加盟団体より判定の委嘱を受けたにもかかわらず、1年を通じて委嘱された数の2分の1以上を特別の理由がなくその任に当たらなかったとき。
- (2) その他不適当と認められる事由が生じたとき。

(規程の改廃)

第11条 本規程は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

本規程は、2011年6月21日から施行する。

本規定は、2017年2月1日から施行する。

本規定は、2026年3月11日から施行する。